

令和3年12月13日

令和3年第3回神奈川県議会定例会

安全安心推進
特別委員会資料

目 次

- 1 安全・安心な住まいづくりについて
 - (1) 安全・安心に配慮した住まいづくりについて・・・・・・・・・・ 1
 - (2) 住宅確保要配慮者の居住の安定確保について・・・・・・・・・・ 7
 - (3) 良質な住宅ストックの形成について・・・・・・・・・・ 9

- 2 県内米軍基地の現況等について
 - (1) 県内米軍基地の状況について・・・・・・・・・・ 11
 - (2) 米軍基地を巡る最近の動向について・・・・・・・・・・ 15
 - (3) 在日米軍の県防災訓練への参加について ・・・・・・・・・・ 27

1 安全・安心な住まいづくりについて

人口減少・少子高齢社会が到来する中、近年、気候変動の影響などによる自然災害が激甚化・頻発化し、住まいや地域の安全・安心の確保に向けた取組が一層重要となっている。

一方で、コロナ禍により生活に困窮する方が増えており、低額所得者や高齢者など、住宅確保要配慮者に対する住宅セーフティネットの強化が求められている。

本項目では、こうした背景を踏まえ、安全・安心な住まいづくりの推進に向けた、令和3年度の主な取組について報告する。

(1) 安全・安心に配慮した住まいづくりについて

大規模な地震災害、風水害、土砂災害等の発生に備え、住宅の耐震対策や宅地の耐震化、土砂災害対策等を推進することにより、災害に強い住まい・住宅地の形成を図るとともに、災害時における応急的な住まいの確保など、震後対策を推進する。

ア 住宅の耐震対策

平成19年に「神奈川県耐震改修促進計画」を策定し、生活の中心となる住宅の耐震化の目標や施策を定め、住宅の耐震化に取り組む所有者等を総合的に支援している。

また、国が住宅等の耐震化の目標を見直したため、令和3年度中の計画改定に向け、取組を進めている。

(7) 情報提供と普及啓発

住宅の所有者等に対して、住宅の耐震化に対する意識等の向上を図るために、耐震化に係るパンフレット「地震にそなえてマイホームの点検」を県窓口等に配架し、イベントの際に配布するなど、普及啓発に取り組んでいる。

また、住宅の耐震化について、ホームページに簡易な耐震診断や補強方法を掲載し、動画配信を行うこと等で広く情報を提供している。

(イ) 窓口相談と技術者養成

各土木事務所等の「建築物等耐震相談コーナー」や建築関係団体による耐震相談窓口を活用し、耐震相談体制の充実を図っている。

また、耐震改修に関する知識をさらに高めてもらうため、建築士等の技術者を対象に木造住宅耐震改修実務セミナーを開催し、技術者の養成を行っている。

(ウ) 各種支援の実施

耐震診断、改修に対する、国や県、市町村の補助制度をホームページ等で周知するとともに、市町村に対して、補助制度の創設や拡充の働きかけを行っている。

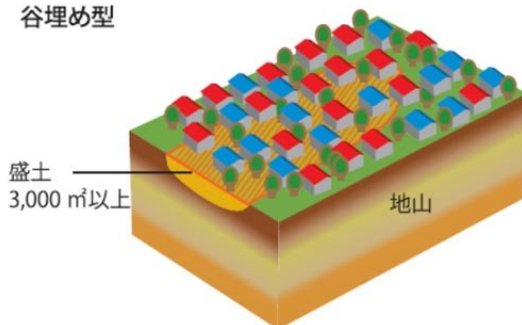
イ 宅地耐震化の推進

平成7年の阪神淡路大震災や平成16年の新潟県中越地震などの大地震時に、大規模な盛土を行った造成宅地において滑動崩落による災害が多数発生したことを契機に、国土交通省は平成18年に宅地耐震化に係る法改正と、宅地耐震化推進事業の創設を行った。

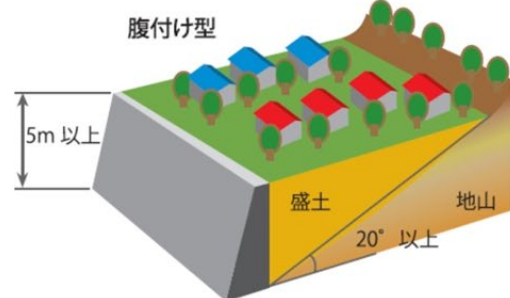
これを受け、県は、同事業を活用して県内の大規模盛土造成宅地の耐震化対策に取り組んでいる。

「大規模盛土造成宅地」とは、既存の谷地を埋め立てた造成宅地（谷埋め型）や斜面地に擁壁等を設け5m以上の盛土をした造成宅地（腹付け型）で、県内に約6,000箇所存在している。

1) 谷埋め型大規模盛土造成地
盛土の面積が3,000㎡以上
谷埋め型



2) 腹付け型大規模盛土造成地
盛土する前の地盤面の水平面に対する角度が20度以上で、かつ、盛土の高さが5m以上



(7) 取組状況

耐震化対策の流れは、大きく分けると変動予測調査の段階と、耐震性に問題があることが判明した造成宅地について滑動崩落対策工事を行う段階に分かれる。

県内においては、県と宅地造成等規制法を所管する12市がそれぞれ変動予測調査に取り組んでいる。

そのうち県は、平成22年度から所管区域内の大規模盛土造成宅地の抽出を行い、平成26年度にその概ねの位置と規模を示したマップを作成し、ホームページをはじめ、地域県政総合センターや各市町の窓口において公表している。

また、造成宅地全てに対して、擁壁等の変状、湧水の状況の把握するための現地調査を実施し、令和元年度から全398箇所のうち優先的に地盤調査による盛土の安定性を確認することが必要とした盛土5箇所について、詳細調査を進めている。

大規模盛土造成地の箇所数（市町村別）

政令市	横浜市	3,271
	川崎市	1,093
	相模原市	75
中核市	横須賀市	714
特例市	平塚市	37
	小田原市	35
	茅ヶ崎市	7
	厚木市	71
	大和市	49
事務処理市	鎌倉市	287
	藤沢市	182
	秦野市	61
県所管区域	16市町 (21市町村)	398
計		6,280

(イ) 今後の取組

調査の結果、安全対策が必要と認められる場合は、法令に基づき「造成宅地防災区域」の指定を行うなどして、土地所有者等に必要な対策工事を講じることを求めていく。

また、対策工事については、実施主体となる地権者や市町村が円滑に事業を進められるよう、必要な技術的支援を行っていく。

さらに、宅地耐震化などの安全対策が必要な場合であっても、造成地の大半が民地であり、関係者の法的役割、費用負担等が課題となり、合意形成が困難となることが予想される。

このため、住民が理解しやすい技術情報の提供や、調査・対策費用の縮減策の検討、必要な法改正など、総合的な施策の充実を図るよう、国に働きかける。

ウ 土砂災害対策に係る施策

建設発生土の適正処理に向けて、平成 11 年 3 月に「土砂の適正処理に関する条例」を制定し、2,000 平方メートル以上の区域における土砂の埋立てを許可制とするとともに、事業者に対して排水施設の設置を義務づけることなどにより、災害の発生防止を図っている。

(7) 熱海市土石流災害に伴う対応について

本年 7 月に静岡県熱海市で発生した土石流災害を受け、7 月 12 日及び 13 日に、条例の許可を受けて施工中の 22 箇所を対象に、職員による目視点検を独自に実施し、すべての箇所で異常がないことを確認した。

また、8 月に国から依頼された、盛土の総点検の対象箇所数は、約 1 万箇所となっており、現在、市町村と共同で、安全性を確認する現地調査を行っているところである。

(イ) 課題と今後の対応

土砂の搬出入は県を越えた課題であり、また、条例で認められる罰則の上限では、違反行為の抑止に限界があるため、必要な規制や手続きが全国一律に導入されるよう、法律の制定を国に毎年要望している。

なお、法制化されるまでは、当面、条例に基づいて、土砂の適正処理を図ることになるが、近県がより厳しい規制を設けた場合、本県に土砂が搬入される恐れがあるため、近県の動向を見定めながら、条例改正の必要性を検討し、土砂の適正処理を推進していく。

エ 震後対策の推進

県及び市町村は、地震により被災した建築物の余震による倒壊、部材の落下等による二次災害を防止し、住民の安全を図ることを目的に、民間建築士等の協力を得て、被災建築物の応急危険度判定活動を行うとともに、判定活動体制の整備に努めている。

併せて、応急仮設住宅の迅速な供給や公営住宅等の一時提供、被災住宅の再建支援などに取り組み、震後対策を推進する。

(7) 応急危険度判定の体制

県及び市町村は、神奈川県建築物震後対策推進協議会（以下「県協議会」という。）において、判定活動を行う応急危険度判定士（以下「判定士」という。）や判定士を指揮監督する判定コーディネーターの養成等を行っている。

また、判定活動に必要なヘルメット等の資機材を事前に準備する等、応急危険度判定の体制整備を行っている。

さらに、国、都道府県、建築関係団体からなる全国被災建築物応急危険度判定協議会では、都道府県相互間の判定士の派遣等について事前調整等を行い、円滑な判定体制の整備に努めている。

(イ) 応急危険度判定士の養成

県協議会は、判定士の養成・知識の充実を図るため、講習会を実施している。

また、市町村職員を対象に判定コーディネーターを養成するため、演習を行っている。

(ウ) 応急危険度判定実施実績（県外への派遣実績）

時期	地震	延人数
平成 7 年	阪神・淡路大震災	171 名
平成 15 年	宮城県北部地震	3 名
平成 16 年	新潟県中越地震	265 名
平成 19 年	新潟県中越沖地震	178 名
平成 23 年	東日本大震災	8 名
平成 28 年	熊本地震	198 名

※ 延人数は、県及び市町村の職員の合計

(エ) 応急仮設住宅の迅速な供給に向けての取組

公益社団法人神奈川県宅地建物取引業協会や一般社団法人プレハブ建築協会など、関係団体と災害時における応急仮設住宅の供給に関する協定を締結して、大規模災害の発生に備えるとともに、県や市町村、関係機関による訓練を実施し、対策の強化に努めてきた。

今後も引き続き、市町村や関係機関と連携し、発災時に応急仮設住宅を速やかに供給できるよう、実践的な訓練等を行い、災害に備えた供給体制を整備強化していく。

(オ) 公営住宅等の一時提供による被災者への住宅支援

東日本大震災や令和元年台風等において、市町村等と連携しながら、公営住宅等を活用して住宅の一時提供を行った。

コロナ禍においても、県営住宅や市町村営住宅、県住宅供給公社の賃貸住宅を活用し、解雇等により住居等から退去を余儀なくされた方に一時提供を行うなど、関係機関が連携して取り組んでいる。

(カ) 被災住宅再建支援の取組

大規模災害発生時において、住宅再建に関する相談体制を速やかに構築できるよう、一般社団法人神奈川県建築士会等の関係団体と協定を締結している。

今後、発災時に迅速かつ効果的な再建支援が行えるよう、県・市町村・関係機関による訓練を実施するなど、連携の強化を図っていく。

(2) 住宅確保要配慮者の居住の安定確保について

高齢者や低額所得者など住宅確保要配慮者の居住の安定確保を図るため、公営住宅を中核とした公的賃貸住宅やサービス付き高齢者向け住宅、民間の賃貸住宅を活用したセーフティネット住宅などにより、重層的な住宅セーフティネットを構築し、要配慮者の居住支援を推進している。

ア 健康団地の取組の推進

(7) 建替えの推進

県営住宅は、今後建替え時期を迎える住宅が急増するとともに、施設の老朽化などから、年々空き家が増加しているため、家賃収入が減少し、施設整備が計画通りに進まないといった悪循環に陥っている。

そこで、この悪循環から脱却するため、平成31年3月に「神奈川県県営住宅 健康団地推進計画」(以下「推進計画」という。)を策定し、今後の整備は建替えに集中することとした。

県営住宅は、住宅セーフティネット制度の中核として、今後も長期にわたって需要が見込まれることから、現状の4万5千戸を維持し、住宅確保要配慮者の入居促進に取り組んでいく。

(イ) 民間活力の導入

これまで県直営建設方式により建替えを進めてきたが、推進計画に基づいて、民間活力を導入し、民間の資金やノウハウの活用、財政負担の軽減を図りながら、効果的、効率的に建替えを進める。

(ウ) コミュニティづくりの拠点整備

建替えにより県営団地のバリアフリー対応を図るとともに、地域に開かれたコミュニティづくりの拠点の整備を進める。

その拠点等を活用して、入居者、近隣住民、市町、福祉団体等と連携しながら、コミュニティ活動の活性化を図る。

また、既存団地の空き施設を活用して、市町や地域の福祉団体等と連携しながら、入居者が身近にサービスを受けられる拠点の誘致に取り組んでいる。

イ 住宅セーフティネット制度の推進

住宅セーフティネット制度は、住宅確保要配慮者の居住の安定確保を図るため、民間の賃貸住宅の空き家を活用して、要配慮者の入居を拒まない住宅、いわゆるセーフティネット住宅を供給するもので、令和3年10月末までに県内で約2万6千戸を登録した。

また、要配慮者の入居支援や生活支援を行うNPO法人等を、居住支援法人として、令和3年10月末までに14法人を指定した。

ウ サービス付き高齢者向け住宅の供給促進

サービス付き高齢者向け住宅は、安否確認や生活相談などの生活支援サービスを提供し、地域に開かれた高齢者生活支援施設を併設した、バリアフリー化された高齢者向けの賃貸住宅で、令和3年10月末までに県内で約1万4千戸を登録した。

また、バリアフリーなど住宅の仕様や構造、設備等の住宅の質や生活支援サービスなどの運営管理の質を確保するため、事業者に対する講習会や定期報告の徴収、立入検査等を実施している。

(3) 良質な住宅ストックの形成について

良好な住宅ストックの形成に向け、省エネルギー性能を備えた長期優良住宅を普及促進するとともに、マンションや空き家の適正な管理などを推進し、安全で安心な住まいまちづくりに取り組んでいる。

ア マンションの適切な維持管理

令和2年6月に「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」が改正され、管理組合が作成したマンション管理計画を、地方公共団体（事務主体は市、町村部は都道府県）が優良な計画として認定できる制度が創設された（令和4年4月施行）。

マンション管理組合がこの認定制度を活用するためには、市や県が、改正法に基づき「マンション管理適正化推進計画」を策定する必要がある。

このため県は、令和3年度中の計画策定に向け、取組を進めている。

また、管理組合を対象に、マンション管理士や建築士等の専門家を派遣するアドバイザー派遣や、マンション管理・再生セミナーを実施する。

イ 長期優良住宅の普及促進

(7) 長期優良住宅の概要

長期優良住宅とは、長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた住宅で、所管行政庁が建築計画及び一定の維持保全計画について、長期優良住宅建築等計画として認定した住宅をいう。

(1) 認定制度の目的等

長期優良住宅の認定制度は、住宅を長期にわたり使用することにより、住宅の解体や除却に伴う廃棄物の排出を抑制し、環境への負荷を低減するとともに、建替えに係る費用の削減によって国民の住宅に対する負担を軽減し、より豊かで、より環境に優しい暮らしへの転換を図ることを目的とする。

認定を受けた場合、税制優遇や住宅ローンの金利の優遇等を受けることができ、令和3年度は10月末までに約650件を認定した。

(ウ) 長期優良住宅認定制度の周知

認定制度について、ホームページでの案内や、県窓口でのチラシの配架、建築関係団体等に周知するなど、長期優良住宅の普及促進に取り組んでいる。

ウ 空き家対策の促進

不動産団体等と組織する「神奈川県居住支援協議会」において、空き家問題への対応をまとめたマニュアルを作成するなど、対策を担う市町村の支援に取り組んでいる。

令和3年度は、法律などの専門家の団体と連携し、市町村からの相談をワンストップで受け、支援する体制を構築する。また、県及び全市町村で構成する空き家対策行政実務者会議を開催し、空き家利活用の先進事例の紹介や情報共有等を行うなど、市町村の空き家対策の支援に取り組んでいく。

2 県内米軍基地の現況等について

(1) 県内米軍基地の状況について

ア 県内提供施設数と面積の推移

時 点	提供施設数	面 積
昭和27年 平和条約発効時 (旧安保条約発効時)	162	35,861 ^{千m²}
昭和35年 第2次安保条約発効時	79	28,978
令和3年12月1日現在	12	17,386

注 千m²未満は、四捨五入

イ 県内提供施設一覧表

(令和3年12月1日現在)

	施 設 名	軍別	土地面積 (千m ²)	所 在 地
◎	根岸住宅地区	海	429	横浜市(中区、南区、磯子区)
	横浜ノースドック	陸	523	〃 (神奈川区)
	鶴見貯油施設	海	184	〃 (鶴見区)
	吾妻倉庫地区	〃	802	横須賀市
	横須賀海軍施設	〃	2,363	〃
	浦郷倉庫地区	〃	194	〃
○	池子住宅地区及び 海軍補助施設	〃	2,884	逗子市・横浜市(金沢区)
○	相模総合補給廠	陸	1,967	相模原市(中央区)
	相模原住宅地区	〃	593	〃 (南区)
	キャンプ座間	〃	2,292	相模原市(南区)・座間市
	厚木海軍飛行場	海	5,056	綾瀬市・大和市
	長坂小銃射撃場	〃	97	横須賀市
	計 (12施設)		17,386	

注1 土地面積の出所は、防衛省が公表している最新数値。

注2 ◎は全部返還、○は一部返還が合意されている施設。

注3 面積は四捨五入によっているため、計が符合しない。

注4 長坂小銃射撃場は自衛隊が管理し、期間を定めて米軍が共同使用をしている。

ウ 各提供施設の状況

(令和3年12月1日現在)

	施設名	所在地	現況
1	根岸住宅地区	横浜市	<p>在日米海軍横須賀基地司令部の管理下で、米軍人、軍属及びその家族の住宅等として使用されてきた（平成27年12月、居住していた米軍の全世帯が退去）。</p> <p>平成16年10月18日の日米合同委員会で、全部返還の方針が合意された。</p> <p>平成30年11月14日の日米合同委員会で、早期返還に向けた共同使用について、日米間で協議を開始すること等が合意された。</p> <p>令和元年11月15日の日米合同委員会で、返還に向けた原状回復作業を日本政府が行うため、共同使用について合意された。</p>
2	横浜ノースドック	横浜市	<p>在日米陸軍基地管理本部等の管理下で、米陸軍第836輸送大隊等の物資搬出入業務等に使用されている。</p> <p>平成21年3月31日に土地約27,000㎡と水域約2,500㎡等が返還された。</p> <p>令和3年3月31日に土地約1,400㎡及び工作物の一部が返還された。</p>
3	鶴見貯油施設	横浜市	<p>在日米海軍横須賀補給センターの管理下で、航空機燃料等の貯油施設として使用されている。</p> <p>平成30年11月14日の日米合同委員会で、消防署の整備について合意された。</p>
4	吾妻倉庫地区	横須賀市	<p>在日米海軍横須賀補給センターの管理下で、航空機燃料・艦船燃料等の貯油施設として使用されている。</p> <p>平成25年10月11日に土地約13,000㎡等が返還された。</p>
5	横須賀海軍施設	横須賀市	<p>在日米海軍司令部をはじめ、横須賀基地司令部、海軍艦船修理廠などが所在し、在日米海軍、米第7艦隊等の支援基地となっている。</p> <p>米第7艦隊旗艦の揚陸指揮艦ブルーリッジ、原子力空母ロナルド・レーガンなどのいわゆる母港となっている。</p> <p>平成30年11月14日の日米合同委員会で、独身下士官宿舎の整備について合意された。</p>
6	浦郷倉庫地区	横須賀市	<p>在日米海軍横須賀基地司令部の管理下で、同基地兵器部の本部、弾薬物揚場、弾薬庫として使用されている。</p> <p>平成30年11月14日の日米合同委員会で、艦船への弾薬の積み下ろし作業の安全な運用等を確保するため、栈橋の整備について合意された。</p>

	施設名	所在地	現況
7	池子住宅地区 及び海軍補助 施設	逗子市 横浜市	<p>在日米海軍横須賀基地司令部の管理下で、米軍人、軍属及びその家族の住宅等として使用されている。</p> <p>逗子市域の一部土地等約40haについては、平成26年11月30日から共同使用が開始され、平成27年2月1日から「池子の森自然公園」として市民利用が開始された。</p> <p>平成16年10月18日の日米合同委員会で、横浜市域の飛び地の返還と横浜市域への住宅建設の方針が合意され、平成26年4月17日の日米合同委員会で、住宅戸数を171戸とすることが合意された。</p> <p>平成30年11月14日の日米合同委員会で、平成16年の日米合同委員会合意を見直し、横浜市域の住宅建設の取り止めと、逗子市域への生活支援施設、消防署等の整備について合意された。</p>
8	相模総合補給廠	相模原市	<p>在日米陸軍基地管理本部の管理下で、物資保管、修理などの兵站業務を担っている。</p> <p>平成18年5月1日の在日米軍再編の最終報告に基づき、平成26年9月30日に、JR相模原駅前の土地と西側野積場の一部土地合計約17haが返還され、平成27年12月2日から約35haの共同使用が開始された。また、平成25年10月17日の日米合同委員会で、北側部分の土地約8,900㎡等の返還が合意された。</p> <p>平成26年9月の返還地の一部に、平成29年4月に南北道路が、平成30年3月に東西道路が整備された。</p> <p>平成27年12月からの共同使用地の一部に、令和2年11月に「相模原スポーツレクリエーションパーク」が整備された。</p> <p>平成30年10月16日に、既存のミサイル防衛能力を高めるため、第38防空砲兵旅団司令部の駐留が開始された。</p>
9	相模原住宅地区	相模原市	<p>在日米陸軍基地管理本部の管理下で、米軍人、軍属及びその家族の住宅等として使用されている。</p> <p>平成21年3月3日に土地約1,100㎡が返還された。</p>
10	キャンプ座間	相模原市 座間市	<p>米陸軍第1軍団(前方)・在日米陸軍司令部、在日米陸軍基地管理本部が所在している。</p> <p>平成18年5月1日の在日米軍再編の最終報告に基づき、平成19年12月19日に第1軍団(前方)司令部が発足し、平成28年2月29日にキャンプ座間の座間市域の一部土地約5.4haが返還された。その後、当該返還地の一部に、平成28年4月1日には座間総合病院が開院され、平成30年2月13日には座間市消防庁舎が開庁された。</p>

	施設名	所在地	現況
11	厚木海軍飛行場	綾瀬市 大和市	<p>在日米海軍厚木航空施設司令部の管理下で、第5空母航空団等が使用し、米海軍航空部隊航空機の整備、補給、支援業務を行っている。</p> <p>平成18年5月1日の在日米軍再編の最終報告において、空母艦載機の岩国飛行場への移駐が合意された。空母艦載機部隊の移駐については、平成29年8月から段階的に実施され、平成30年3月30日に完了した。</p> <p>平成29年9月30日に土地約13,000㎡等が返還された。</p>
12	長坂小銃射撃場	横須賀市	<p>陸上自衛隊武山駐屯地業務隊の管理下で、覆道式射撃場として使用され、米軍が期間を定めて共同使用している。</p>

県内提供施設配置図



(2) 米軍基地を巡る最近の動向について

ア 厚木基地周辺における騒音

(7) 空母艦載機移駐前後の厚木基地周辺の騒音状況の推移

a 騒音調査について

県は、厚木基地周辺の騒音被害の状況を把握するため、基地周辺11地点に自動記録騒音計を設置し騒音測定、調査を行っている。測定データや調査結果に基づき、騒音状況の概況を取りまとめた。

b 比較対象の期間

厚木基地では、平成30年3月に、空母艦載機部隊の岩国基地への移駐が完了した。

移駐前の平成26年度から平成28年度の騒音データと、移駐完了後の平成30年度から令和2年度、及び令和3年4月から9月までの騒音データとで比較した。

c 調査項目

騒音測定回数（70dB・5秒以上継続）及び100dB以上の騒音測定回数について、測定地点のうち、厚木基地に最も近い、滑走路北端から約1km及び滑走路南端から約2kmの測定地点のデータにより、移駐前・後で比較した。

Lden^{*}については、全11地点の測定地点について、移駐前・後で比較を行った。

※ Lden（時間帯補正等価騒音レベル）とは、国際的に使用されている航空機騒音の評価指標であり、環境省が定める「航空機騒音に係る環境基準」において用いられている。（単位はdB）

d 調査結果概要 <詳細は「参考」参照>

調査項目ごとに、空母艦載機部隊の移駐前と移駐後で比較した。

(a) 騒音測定回数

北1kmの測定地点においては、移駐前の平成26年度から平成28年度は、年20,000回から21,000回程度の騒音が測定されていた。一方、移駐後の平成30年度から令和3年度は、年13,000回から15,000回程度で推移している。

(b) 100dB以上の騒音測定回数

ジェット戦闘機等によるものと推定される100dB以上の騒音測定回数を比較すると、北1kmの測定地点においては、移駐前の平成26年度から平成28年度は、年2,000回から2,400回程度測定されていた。移駐後の平成30年度から令和3年度は、年30回から100回程度となっている。

(c) Lden

各騒音測定地点のLdenの状況をみると、移駐前の平成26年度から28年度と、平成30年度から令和3年9月までとで比較すると、11箇所各地点で5dBから15dB程度減少した。

e 騒音状況の概況

令和3年9月までの騒音状況は、平成30年3月の空母艦載機部隊移駐完了後、騒音が減少していることが確認できた。

加えて、ジェット戦闘機等によるものと想定される100dB以上の騒音測定回数の減少が顕著であることも踏まえると、騒音減少は、空母艦載機の飛来頻度の減少による部分が多いと考えられる。

騒音の減少は、滑走路至近だけではなく、全11か所の測定地点で確認できている。

以上のことから、これまでのところ、移駐により、空母艦載機の飛来頻度が減少し、広い地域で騒音が減少しているものと考えられる。

一方で、令和3年4月、5月は100dB以上の騒音測定回数が昨年度と比較してやや増加し、住民から苦情が寄せられるなど、厚木基地周辺を中心に騒音が発生しており、環境基準*を超える地域もあることや、厚木基地で着陸訓練が行われる可能性もあることを踏まえると、引き続き注視が必要である。

※ 環境省が定める「航空機騒音に係る環境基準」において、専ら住居の用に供される地域における基準値は、Ldenの年間平均値57dB以下とされている。

f 騒音状況の概況の公表

騒音状況の概況については、令和3年10月28日開催の厚木基地騒音対策協議会*で報告した。

※ 厚木基地騒音対策協議会は、県及び厚木基地周辺9市(横浜市、相模原市、藤沢市、茅ヶ崎市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、東京都町田市)で構成。

(1) 航空機騒音等の推移

a 最近の夜間連続離着陸訓練(NLP)の実施状況

	厚木基地	硫黄島
平成24年5月	22日～24日	9日～17日
平成25年6月	—	2日～10日、12日～14日 21日～24日
平成26年5月	—	10日～20日
平成27年5月	—	6日～14日
平成28年5月	—	4日～12日、28日～6月1日
平成28年8月	—	23日～27日、29日、30日
平成29年5月	—	2日～12日
平成29年9月	1日～5日 (3日を除く)	
平成30年5月	—	3日～25日
令和元年5月	—	10日～18日

	厚木基地	硫黄島
令和2年5月	—	14日～22日、26日 6月7日～10日
令和3年5月	—	5日～15日

注 平成24年5月は昼夜を問わず、平成29年9月は日中、厚木基地で空母艦載機着陸訓練が行われた。

b 騒音測定回数

年 度	滑走路北端から北約1km	滑走路南端から南約2km
平成24年度	1 9, 7 4 4	1 5, 6 6 9
平成25年度	2 2, 2 2 9	1 7, 5 2 0
平成26年度	2 0, 7 9 5	1 5, 3 3 7
平成27年度	2 0, 3 8 8	1 5, 1 4 2
平成28年度	2 1, 3 3 9	1 6, 4 6 3
平成29年度	1 8, 1 0 8	1 2, 8 2 7
平成30年度	1 4, 8 8 9	1 0, 3 3 6
令和元年度	1 3, 0 9 9	9, 6 7 6
令和2年度	1 3, 5 7 8	9, 6 5 1
令和3年度	7, 4 1 2	5, 1 4 9

注 70dB以上・5秒以上継続等の騒音の回数。令和3年度は、令和3年9月末現在

c 苦情件数

年 度	大和市	綾瀬市	藤沢市	相模原市	海老名市	座間市	横浜市	神奈川県	合 計
24	1,686	1,744	502	926	250	633	314	1,477	7,532
25	1,109	1,116	489	1,001	74	393	290	1,934	6,406
26	735	1,052	514	703	43	432	194	1,650	5,323
27	660	708	383	566	53	322	145	1,577	4,414
28	790	652	396	712	37	359	106	2,576	5,628
29	1,007	850	263	463	114	256	149	1,616	4,718
30	173	255	29	63	24	46	86	406	1,082
R元	126	287	34	20	16	104	71	258	916
R2	155	363	29	56	20	64	63	288	1,038
R3	94	173	42	49	14	19	26	205	622

注1 神奈川県分には川崎市、平塚市、鎌倉市、茅ヶ崎市、東京都町田市が受けた苦情を含んでいる。

注2 令和3年度は、令和3年9月末現在

(ウ) 県の取組

a 空母艦載機部隊移駐後の騒音状況

引き続き厚木基地周辺の騒音状況を注視するとともに、基地関係市とも連携し、騒音軽減に向けた取組を進めていく。

b 空母艦載機着陸訓練や日常的な航空機騒音問題に関する取組

着陸訓練の硫黄島での全面実施に向け、積極的に米側との調整を行うことや、恒常的な訓練施設を早期に選定し、必要な施設整備を進めることなどを、国に対し強く働きかけている。また、日常的な航空機騒音の軽減のため、飛行禁止時間の延長や、土曜・

日曜・祝日や年末年始等の飛行禁止などを国に求めている。

c 住宅防音対策の充実に向けた取組

厚木基地周辺の住宅防音工事について、公平かつ迅速な事業実施や、建築年次にかかわらない告示日以降の全ての新增築住宅への助成等を国に働きかけている。

イ 原子力艦の安全対策の確保

(7) 経緯

平成20年9月25日 空母キティホークに替わり、原子力空母ジョージ・ワシントンが横須賀基地に入港

平成27年10月1日 原子力空母ジョージ・ワシントンに替わり、原子力空母ロナルド・レーガンが横須賀基地に入港

(1) 安全航行確認体制等

a 安全航行確認体制

国は、原子力空母ジョージ・ワシントンが配備されることに伴い、JR横須賀駅近傍に「横須賀原子力艦モニタリングセンター」(原子力艦放射能調査専門官が常駐)を新設するとともに、従来4基あったモニタリングポストを6基増設し計10基設置したほか、モニタリングボートに加えモニタリングカーを配置し、安全航行確認体制の強化を図っている。

b 災害に係る訓練

日米両国政府、横須賀市、県が参加する「日米合同原子力防災訓練」を平成19年より毎年実施している。なお、令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、訓練は中止となった。

(ウ) 原子力軍艦の寄港状況 (令和3年1月1日～11月30日)

通算回数 S41～	艦名	種類	排水量 (t)	寄港期間	寄港日数 (日)
(1017)	ロナルド・レーガン	空母	102,000	(R2.11.14)～R3.5.11	131
1020	アッシュヴィル	潜水艦	6,082	R3.2.20～R3.2.20	1
1021	アッシュヴィル	潜水艦	6,082	R3.2.23～R3.3.3	9
1022	スプリングフィールド	潜水艦	6,082	R3.4.5～R3.4.11	7
1023	アッシュヴィル	潜水艦	6,082	R3.5.12～R3.5.13	2
1024	ロナルド・レーガン	空母	102,000	R3.5.16～R3.5.19	4
1025	ジェファーソンシティ	潜水艦	6,082	R3.5.25～R3.5.25	1

通算回数 S41～	艦名	種類	排水量 (t)	寄港期間	寄港日数 (日)
1026	ジェファーソンシティ	潜水艦	6,082	R3.5.28 ～ R3.6.2	6
1027	オクラホマシティ	潜水艦	6,082	R3.6.22 ～ R3.6.29	8
1028	オクラホマシティ	潜水艦	6,082	R3.7.3 ～ R3.7.3	1
1029	コネチカット	潜水艦	8,060	R3.7.17 ～ R3.7.17	1
1030	コネチカット	潜水艦	8,060	R3.7.28 ～ R3.7.28	1
1031	コネチカット	潜水艦	8,060	R3.7.31 ～ R3.8.3	4
1032	カール・ヴィンソン	空母	91,487	R3.8.28 ～ R3.8.31	4
1033	キー・ウエスト	潜水艦	6,082	R3.9.14 ～ R3.9.14	1
1034	ハンプトン	潜水艦	6,082	R3.9.15 ～ R3.9.15	1
1035	ハンプトン	潜水艦	6,082	R3.9.17 ～ R3.9.17	1
1036	ロナルド・レーガン	空母	102,000	R3.10.16 ～ 寄港中	46

入港回数：17回 実日数：212日 延日数：229日
(令和2年の状況 入港回数：18回 実日数：201日 延日数：233日)

(I) 放射能調査結果

横須賀港の環境放射線については、国・県・市が連携し、10基のモニタリングポストによる24時間監視のほか、原子力軍艦の寄港中はモニタリングボートによる原子力軍艦周辺海域の放射能測定、海水試料や海底土試料の採取及び分析調査、モニタリングカーによる陸上の放射能測定を行い、原子力軍艦による異常事態の発生を早期に検知するようにしている。

これらの調査の結果、異常は認められていない。なお、調査結果については、インターネットで情報提供しているほか、原子力軍艦の寄港中は、毎日、調査結果を発表し、情報の開示を行っている。

<参考>各測定装置による放射能測定値の最大値（令和3年1月1日～11月30日）

モニタリングポスト		モニタリングボート		モニタリングカー
(水中)	(空間)	(水中)	(空間)	(空間)
78cps	165nGy/h	24cps	14nGy/h	57nGy/h

注1 cps（シーピーエス）とは1秒間あたりの放射線測定数。nGy/h（ナノグレイパーアワー）とは、1時間あたりの物質に吸収された放射線のエネルギーの量。（警報値は、水中50cps、空間100nGy/h）

注2 モニタリングポストの水中の最大値78cpsについては、令和3年7月3日7時02分の記録であるが、スペクトル解析の結果より、この測定値の上昇は同時刻頃の降雨によるものである。

モニタリングポストの空間の最大値165nGy/hについては、令和3年4月29日9時00分～9時02分までの間の記録であるが、スペクトル解析の結果より、この測定値の上昇は同時刻の非破壊検査装置を用いた作業の影響と考えられる。（原子力規制庁放射能調査結果から）

(オ) 県の取組

引き続き、国が実施するモニタリング調査に協力するとともに、日米両国政府に、さらなる安全航行確認体制や防災対策の強化を求めていく。

ウ 英海軍空母クイーン・エリザベス等の横須賀基地への寄港

(ア) 防衛省からの情報提供

令和3年7月20日に、防衛省から、英海軍空母クイーン・エリザベスを旗艦とする英空母打撃群^{*}が、本年8月から10月の間に日本に寄港し、クイーン・エリザベス等が9月に、横須賀基地に寄港するとの情報提供があった。

その後、9月3日及び9日に、防衛省から、英空母打撃群を構成する艦船の寄港日程について情報提供があった。

a 横須賀基地への寄港日程

- ・英海軍空母クイーン・エリザベスが9月4日から9日まで
- ・英海軍補給艦タイドスプリングが9月5日から7日まで
- ・米海軍駆逐艦ザ・サリヴァンズが9月8日から(出港日未定)

※ クイーン・エリザベス空母打撃群は全10隻で構成(英国艦船8隻、米国艦船1隻、オランダ艦船1隻)

(イ) 県の対応

7月20日に、防衛省に対し、クイーン・エリザベス空母打撃群における新型コロナウイルスの感染状況について、常に状況を把握し、適時・適切に情報提供することや、特に、寄港直前の状況については確実に情報提供することを要請した。併せて、寄港中は、日本政府、英海軍、基地を管理する在日米軍が緊密に連携し、新型コロナウイルス感染症対策を含め、安全管理には万全を期すことも要請した。

また、9月3日に、防衛省に対し、改めて新型コロナウイルス感染症対策を含め、寄港中の安全管理について万全を期すことを要請した。

(ウ) 寄港の状況

空母クイーン・エリザベスは9月4日から8日^{*}まで、補給艦タイドスプリングは5日から7日まで、駆逐艦ザ・サリヴァンズは8日から27日まで横須賀基地に寄港した。

※ 空母クイーン・エリザベスは横須賀基地入港後、出港予定が8日に変更された。

エ 米海軍原子力空母カール・ヴィンソンの横須賀基地への寄港

(ア) 外務省からの情報提供

令和3年8月26日に、外務省から、横須賀基地への米空母の寄港について情報提供があった。

a 情報提供の概要

- ・ 米海軍空母カール・ヴィンソンが、横須賀基地に短期間の寄港を行う。
- ・ 入港目的は乗組員の休息。乗組員は横須賀基地内に留まる。
- ・ 米海軍は、軍内、同盟国への新型コロナウイルスの感染拡大防止に、引き続き注力していく。
- ・ 空母カール・ヴィンソンには70機以上の航空機と約5,000名の乗員を擁する。

(イ) 県の対応

8月26日に、外務省に対し、引き続きの情報提供と、航行の安全確保、乗組員の新型コロナウイルス感染症対策の徹底、寄港期間中の安全管理に万全を期すことを要請した。

(ウ) 寄港の状況

a 外務省からの情報提供

8月27日に、外務省から、空母カール・ヴィンソンが28日、17時00分頃、横須賀基地に入港する予定との情報提供があった。

b 寄港の状況

空母カール・ヴィンソンは、8月28日から31日まで横須賀基地に寄港した。

オ 横須賀基地へのミサイル駆逐艦の配備等

(ア) 防衛省からの情報提供

令和3年2月4日から10月4日までに、防衛省から、横須賀基地へのイージス艦の配備等について情報提供があった。

a 新たに配備されたミサイル駆逐艦

配備された艦	入 港 日	備 考
ラファエル・ペラルタ	令和3年2月4日	ミサイル駆逐艦ジョン・S・マッケイン ^{※1} との交替
ヒギンズ	令和3年8月16日	ミサイル駆逐艦ステザム ^{※2} との交替
ハワード	令和3年8月16日	ミサイル駆逐艦マッキャンベル ^{※3} との交替
デューイ	令和3年9月8日	ミサイル駆逐艦カーティス・ウィルバー ^{※4} との交替
ラルフ・ジョンソン	令和3年10月4日	ミサイル駆逐艦マスティン ^{※5} との交替

※1 ジョン・S・マッケインは令和3年9月17日に米本国へ帰還

※2 ステザムは令和元年6月17日に米本国に帰還

※3	マッキャンベルは令和2年7月2日に米本国に帰還
※4	カーティス・ウィルバーは令和3年8月18日に米本国に帰還
※5	マスティンは令和3年6月22日に米本国に帰還
※6	横須賀基地配備の艦船の状況（令和3年11月30日時点）
	空母ロナルド・レーガン 1隻
	揚陸指揮艦ブルーリッジ 1隻
	イージス艦（ミサイル駆逐艦等） 11隻
	合 計 13隻

カ 米軍及び米軍人等による事件・事故

(7) 事件・事故の概要

a 県等で要請を行った事件・事故

令和3年1月1日から11月30日までに、県または、「神奈川県基地関係県市連絡協議会※」で要請を行った事件・事故等は10件で、その概要は次のとおりである。

発 生 日	内 容
令和3年3月16日	米軍根岸住宅地区内で、枯芝等（約1ha）が燃える火災が発生。基地周辺への被害はなし。
令和3年5月9日	キャンプ座間所属の米兵が、沖縄県内で酒気帯び運転により逮捕。
令和3年5月9日	横須賀基地所属の米兵が、横須賀市内で酒に酔った状態で民家敷地に侵入し逮捕。
令和3年5月29日	米海軍所属の米兵が、静岡県内で交通事故を起こし逮捕。被害者は3名（この内1名の方が死亡）。
令和3年5月16日	横須賀基地所属の米兵が、横浜市内の高速道路において、逆走による車両衝突事故を起こし逮捕。米兵は、大麻らしきものを所持していたことから、大麻取締法違反の容疑でも逮捕。
令和3年8月11日	米軍人が、キャンプ座間内を走行中、キャンプ座間を通過する相模原市道の遮音壁に衝突し、その衝撃で壁の一部が市道側に落下。けが人なし。
令和3年10月22日	横須賀基地所属の米兵が、酒に酔った状態で横須賀市内の警備事務所に侵入しようとし、制止した警備員の顔を殴打し、逮捕。
令和3年10月24日	横須賀基地所属の米兵が、東京都港区の路上において、酒に酔った状態で被害者の顔を殴打し、逮捕。
令和3年10月24日	横須賀基地所属の米兵が、東京都港区の路上で、薬物所持により逮捕。
令和3年11月12日	厚木基地所属の米兵が、綾瀬市内で交通事故を起こし逮捕。被害者1名が死亡。

※ 神奈川県基地関係県市連絡協議会は、県及び基地関係8市（横浜市、相模原市、藤沢市、逗子市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市）で構成。

b 県内での米軍人等の犯罪検挙件数、交通事故件数の推移

(神奈川県警察本部調べ、単位：件)

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
犯罪検挙件数	17 (4)	22 (12)	14 (8)	10 (7)	15 (9)
交通事故件数	39 (21)	56 (34)	45 (27)	37 (18)	28 (18)

注1 ()内は軍人によるものを内数で示した。交通事故件数は、人身事故の件数。

注2 令和3年は令和3年1月1日から10月31日までの件数で速報値。

c 県内での米軍航空機等の事故件数の推移

(単位：件)

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
航空機事故件数	3	1	(1)	0	0
その他の事故件数	1	1	0	0	1

注1 県内で発生した事故で、県が把握している事故を記載

注2 平成29年のその他の事故は、米軍イージス艦アンティータムの油漏れ。

注3 平成30年のその他の事故は、キャンプ座間における火災。

注4 令和元年の航空機事故件数の(1)は、県が国に事実関係の確認等を依頼中のもの。

注5 令和3年のその他の事故は、根岸住宅地区における火災。

注6 令和3年は令和3年1月1日から10月31日までの件数。

(イ) 再発防止に向けた県の取組

事件・事故が発生した際には、必要に応じ、県または、「基地関係県市連絡協議会」で原因の徹底究明や再発防止策の構築等を国や米側に要請するほか、事件・事故の未然防止に向けた関係機関による会議での話し合いや、横須賀基地周辺において地域住民が行っている夜間巡回パトロールに国・横須賀市・米軍等とともに参加するなどしている。引き続き、県民の安全・安心の確保に向けて取り組んでいく。

キ 日米共同訓練に参加する米兵の相模総合補給廠での停留措置

(ア) 防衛省からの情報提供

令和3年5月31日に、防衛省から、6月1日以降、米本土から日米共同訓練に参加するため来日する米陸軍の人員(約460名)を、新型コロナウイルス感染症対策のため、相模総合補給廠において14日間停留させるとの情報提供があった。

a 情報提供の概要

- ・ 来日する米陸軍の人員は入国後、順次、米軍が借り上げた車両により相模総合補給廠に移動する。
- ・ 当該米軍人は、全員ワクチンを2回接種済み。かつ米国出国前にPCR検査を受け、陰性を確認済み。
- ・ 停留期間中、補給廠内で訓練は実施せず。外出することもない。

- ・ 停留終了後に改めてPCR検査を実施する。
- ・ 停留期間終了後は米軍が借り上げた車両等により、補給廠から県外の訓練場所へ移動する。

(イ) 県の対応

5月31日に、防衛省に対し、引き続き情報提供を行うことや、米兵の移動及び停留について、安全管理に万全の措置を講じること、相模総合補給廠の運用については、地元相模原市の意向を尊重した対応を行うことを要請した。

ク 日米共同演習に参加する米兵のキャンプ座間での停留措置

(ア) 防衛省からの情報提供

令和3年11月18日に、防衛省から、28日以降、米本土から日米共同方面隊指揮所演習「ヤマサクラ」^{※1}に参加するため来日する米陸軍の人員（約120名）を、新型コロナウイルス感染症対策のため、キャンプ座間において10日間^{※2}停留させるとの情報提供があった。

a 情報提供の概要

- ・ 来日する米陸軍の人員は入国後、米軍が借り上げた車両によりキャンプ座間に移動する。
- ・ 当該米軍人は、全員ワクチンを2回接種済み。かつ米国出国前にPCR検査を受け、陰性を確認済み。
- ・ 停留期間中、キャンプ座間から外出しないよう申入れ済み。
- ・ 停留期間中、感染症対策を万全に行った上で、陸上自衛隊参加部隊との間で訓練を実施。
- ・ 停留終了後に改めてPCR検査を実施する。

※1 昭和57年以降、陸自の各方面隊持ち回りで毎年実施。今回は中部方面隊（伊丹駐屯地等）が担当。内容は図上訓練やテレビ会議など。期間は12月1日から13日まで。

※2 「水際対策強化に係る新たな措置」（令和3年9月27日厚生労働省通知）
令和3年10月1日以降、米国等の外国政府が発行したワクチン接種証明書を保持している入国者について、入国後10日目以降に自主的に受けたPCR等検査での陰性の結果を、厚生労働省に届け出れば（入国後14日以前であっても）、それ以降の自宅等での待機が不要。

(イ) 県の対応

11月18日に、防衛省に対し、引き続き情報提供を行うことや、米兵の移動及び停留について、安全管理に万全の措置を講じること、キャンプ座間の運用については、地元市の意向を尊重した対応を行うこと、併せて、演習により、基地周辺に影響を与えないよう十分に配慮することを要請した。

ケ 米軍輸送機オスプレイの定期機体整備に関する国からの情報提供

(7) 防衛省からの情報提供

令和3年6月25日と8月11日に、防衛省から、日本飛行機株式会社による米海兵隊オスプレイの定期機体整備に関して、情報提供があった。

a 情報提供の概要（6月25日）

- ・ 普天間飛行場に配備されている米海兵隊オスプレイについては、令和3年7月以降の定期機体整備を請け負う企業を選定する入札が米軍によって行われた。
- ・ これまで木更津駐屯地において定期機体整備を実施してきた株式会社SUBARUが引き続き整備企業に選定された。この他、日本飛行機株式会社も整備企業に選定された。
- ・ 具体的な内容等については、地元自治体に丁寧な説明を行いつつ、米国政府等との調整を進めていきたい。

b 情報提供の概要（8月11日）

- ・ 日本飛行機株式会社は、厚木基地に隣接する厚木工場において定期機体整備を実施する。
- ・ 米軍との契約期間は、令和3年7月1日から令和12年12月31日まで。
- ・ 整備内容は、機体の内部構造の点検、腐食・損傷の修復や部品交換など。
- ・ 契約期間内における整備対象機数は合計51機の予定で、日本飛行機株式会社と株式会社SUBARUのどちらが整備するかについては、定期機体整備の所要が発生する都度決定されるため、現時点において、日本飛行機株式会社が整備する機数は未定。
- ・ 1機当たりの整備期間としては、約1年4か月を想定。

(1) 県の対応

a 6月25日

防衛省に対し、厚木基地周辺への影響[※]について情報提供するよう要請した。

※ 日本飛行機株式会社は、厚木基地に隣接する工場を有している。

b 8月11日

防衛省に対し、日本飛行機株式会社厚木工場における整備等の安全管理の徹底と、特に、試験飛行については市街地への影響を極力少なくすること、今後の新たな情報についても、国の責任において、適時・適切に提供するよう要請した。

コ 横浜ノースドックに陸揚げされたオスプレイについて

(7) 防衛省からの情報提供

令和3年7月21日に、防衛省から、本年6月に横浜ノースドックに陸揚げされたオスプレイについて情報提供があった。

a 情報提供の概要

- ・ 6月29日に横浜ノースドックに陸揚げされ、7月6日に横田基地に飛来したCV-22オスプレイは、横田基地に配備[※]された6機目の機体。
- ・ 防衛省は、自治体への情報提供の重要性を認識しており、米側に対して、事前に情報を得られるよう求めていく。
※ CV-22オスプレイについては、2018（平成30）年の横田基地への配備の際、米側は、2024年頃までに、段階的に計10機を横田基地に配備する計画を示した。2018（平成30）年10月に最初の5機が配備。

(1) 県の対応

7月21日に、防衛省に対し、今後、横浜ノースドックを、オスプレイの陸揚げに使用する場合は、事前に情報提供するよう要請した。

サ 日米共同訓練に伴う米海兵隊オスプレイ等の厚木基地の使用

(7) 防衛省からの情報提供

令和3年11月11日に、防衛省から、沖縄県普天間基地所属の海兵隊オスプレイの厚木基地への飛来に関して情報提供があった。

a 情報提供の概要

- ・ 本年12月に、王城寺原演習場（宮城県）等で実施される日米共同訓練^{※1}に参加する、米海兵隊MV-22オスプレイ等が、厚木基地に飛来する。
- ・ 厚木基地は、機体整備等のために使用。
- ・ 今回のオスプレイ等の訓練は、沖縄県の基地負担軽減のため、平成28年に日米で合意した、「回転翼機及びティルトローター機等の沖縄県外への訓練移転^{※2}」に基づくもの。
- ・ 厚木基地使用の概要

[使用期間] 令和3年11月30日（火）以降

[使用機種] 海兵隊輸送機MV-22オスプレイ6機程度

〃 CH-53ヘリコプター4機程度

[人員等] 約250名が厚木基地を使用（基地内に宿泊）

※1 日米共同訓練（レゾリュート・ドラゴン21）は、12月4日（土）から17日（金）まで、王城寺原演習場、矢白別演習場（北海道）等で実施。

※2 平成28年9月の日米合同委員会において、沖縄県の基地負担軽減のため、普天間基地所属のオスプレイとヘリコプターによる訓

練について、県外移転を進めていくことが合意。
※3 過去の訓練移転に伴う厚木基地の使用例としては、平成30年2月に、海兵隊オスプレイ4機が飛来。

(1) 県の対応

11月11日に、防衛省に対し、事故防止に万全を期すこと、厚木基地での運用にあたっては、できるだけ市街地上空を避けて飛行するなど、基地周辺への影響を最小限とすること、新たな情報に関する速やかな提供について要請した。

(3) 在日米軍の県防災訓練への参加について

ア 在日米軍の県防災訓練への参加状況

(7) 経緯

県が、平成20年2月に在日米海軍と、同年6月に在日米陸軍と締結した「災害準備及び災害対策に関する神奈川県と在日米海軍（在日米陸軍）との覚書」に基づき、県の防災訓練に在日米軍が参加している。

在日米海軍は平成19年度の県・伊勢原市合同総合防災訓練から、在日米陸軍は平成20年度の県・横須賀市合同総合防災訓練から毎年参加している。

平成24年度から始まった「ビッグレスキューかながわ」に在日米陸海軍が参加し、平成25年度からは在日米空軍が参加している。

平成25年度から「県・市町村合同図上訓練」に、在日米陸海軍が参加している。

平成27年度には「神奈川県国民保護共同実動訓練」に、在日米陸海軍の消防隊が参加した。

なお、令和2年度及び令和3年度の「ビッグレスキューかながわ（神奈川県・葉山町合同防災訓練）」は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった。

(イ) これまでの参加内容

在日米軍は、ヘリコプターと車両による医療チームや緊急医療物資の輸送訓練、救護所における医療救護活動訓練を、自衛隊やDMAT（災害派遣医療チーム）などと連携して実施している。

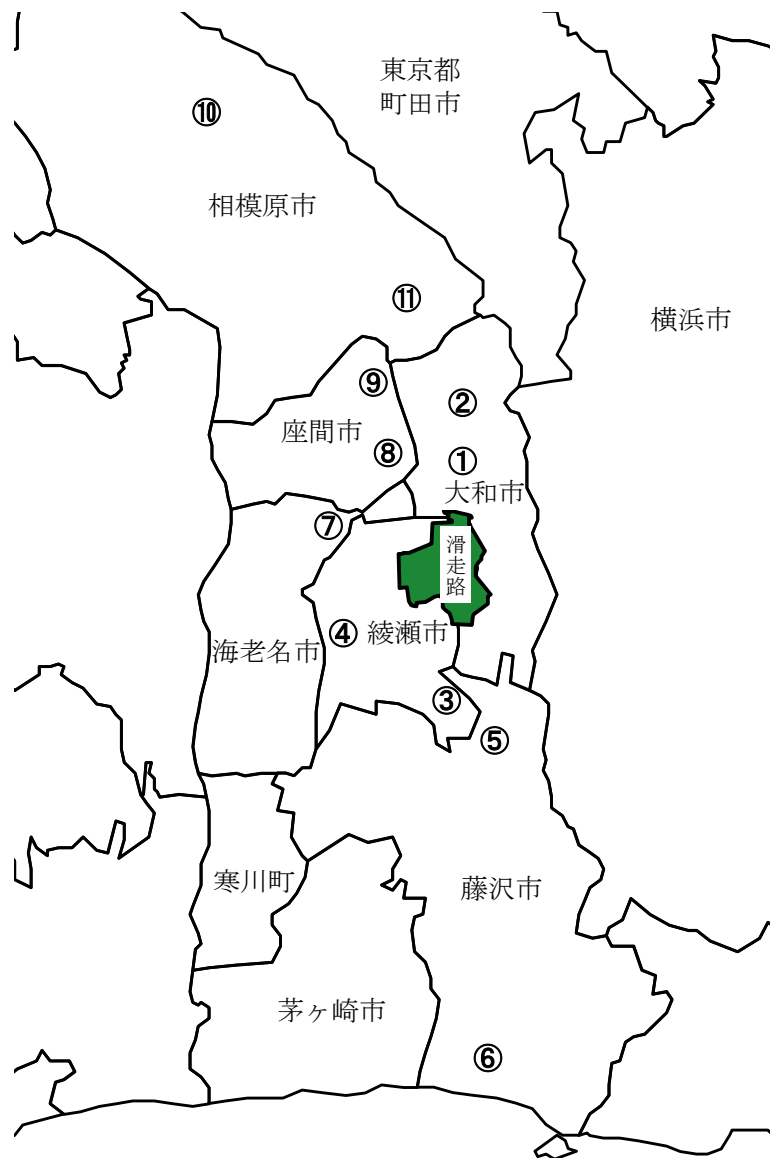
イ 在日米軍参加の実績一覧

年度	実施日	訓練名	場所	参加部隊
H19	平成19年9月2日	県・伊勢原市合同総合防災訓練	伊勢原市総合運動公園他	在日米海軍
H20	平成20年9月1日	平成20年八都県市合同防災訓練 (神奈川県・横須賀市合同総合防災訓練)	横須賀新港埠頭	在日米陸軍 在日米海軍
H21	平成21年8月30日	県・小田原市合同総合防災訓練	小田原市酒匂川スポーツ広場他	在日米陸軍 在日米海軍
H22	平成22年8月29日	県・座間市合同総合防災訓練	座間市相模川グラウンド他	在日米陸軍 在日米海軍
H24	平成24年9月16日	ビッグレスキューかながわ (県・横須賀市合同総合防災訓練)	陸上自衛隊 武山駐屯地他	在日米陸軍 在日米海軍
H25	平成25年9月21日	ビッグレスキューかながわ (県・平塚市合同総合防災訓練)	湘南海岸公園 (平塚市) 他	在日米陸軍 在日米海軍 在日米空軍
	平成26年1月30日	平成25年度神奈川県・県央地域8市町村合同図上訓練	県庁第2分庁舎 他	在日米陸軍 在日米海軍
H26	平成26年8月31日	ビッグレスキューかながわ (県・小田原市合同総合防災訓練)	小田原市酒匂川スポーツ広場他	在日米陸軍 在日米海軍 在日米空軍
	平成27年1月23日	平成26年度神奈川県・横須賀三浦地域合同図上訓練	県庁第2分庁舎 他	在日米陸軍 在日米海軍
H27	平成27年8月30日	ビッグレスキューかながわ (県・厚木市合同総合防災訓練)	県総合防災センター他	在日米陸軍 在日米海軍 在日米空軍
	平成28年1月15日	第8回九都県市合同防災訓練・図上訓練	県庁第2分庁舎 他	在日米陸軍 在日米海軍
	平成28年1月26日	神奈川県国民保護共同実動訓練	相模原市立淵野辺公園他	在日米陸軍 在日米海軍
H28	平成28年9月11日	ビッグレスキューかながわ (県・横須賀市合同総合防災訓練)	陸上自衛隊武山駐屯地他	在日米陸軍 在日米海軍 在日米空軍
	平成29年1月20日	平成28年度神奈川県・湘南地域8市町合同図上訓練	県庁第2分庁舎 他	在日米陸軍 在日米海軍
H29	平成29年9月1日	第38回九都県市合同防災訓練(平成29年度神奈川県・小田原市合同総合防災訓練(ビッグレスキューかながわ))	小田原市酒匂川スポーツ広場他	在日米陸軍 在日米海軍 在日米空軍
	平成30年1月11日	第9回九都県市合同防災訓練・図上訓練	県庁第2分庁舎 他	在日米陸軍 在日米海軍

年度	実施日	訓練名	場所	参加部隊
H30	平成30年8月26日	ビッグレスキューかながわ (県・海老名市合同総合防災訓練)	県立相模三川公園他	在日米陸軍 在日米海軍 在日米空軍
	平成31年1月30日	平成30年度神奈川県・県西地域10市 町合同図上訓練	県庁第2分庁舎 他	在日米陸軍 在日米海軍
R元	令和元年8月31日	ビッグレスキューかながわ (県・伊勢原市合同総合防災訓練)	伊勢原市総合運動公園他	在日米陸軍 在日米海軍 在日米空軍

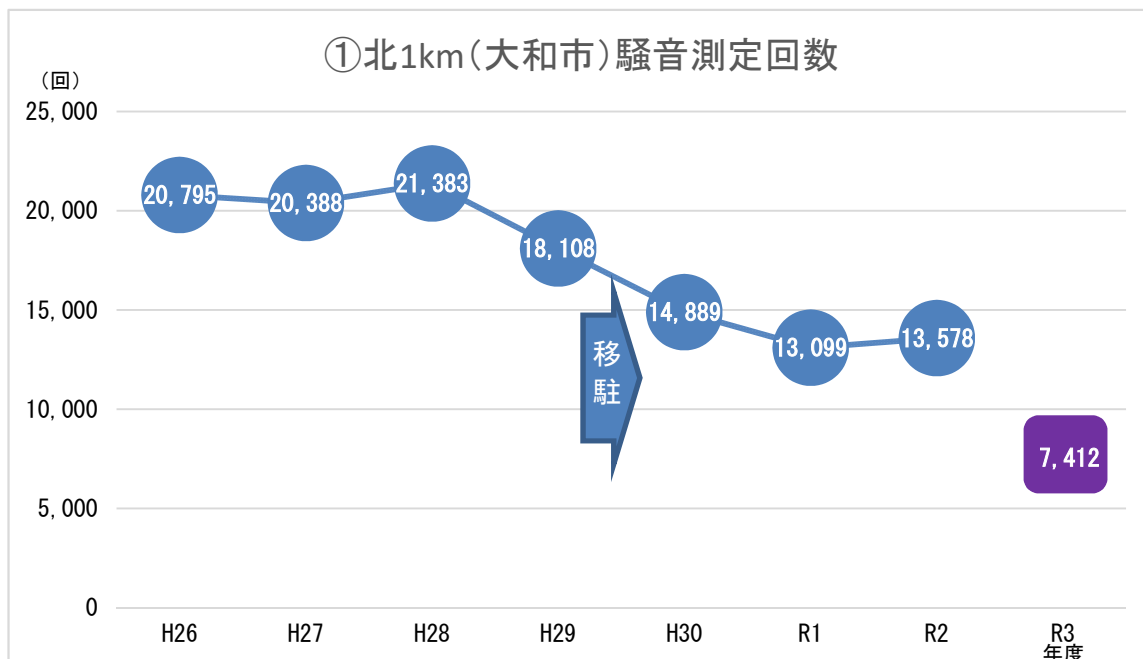
注 平成23年度の県・松田町合同総合防災訓練に参加予定だったが、荒天のため中止。

[騒音計設置箇所図]

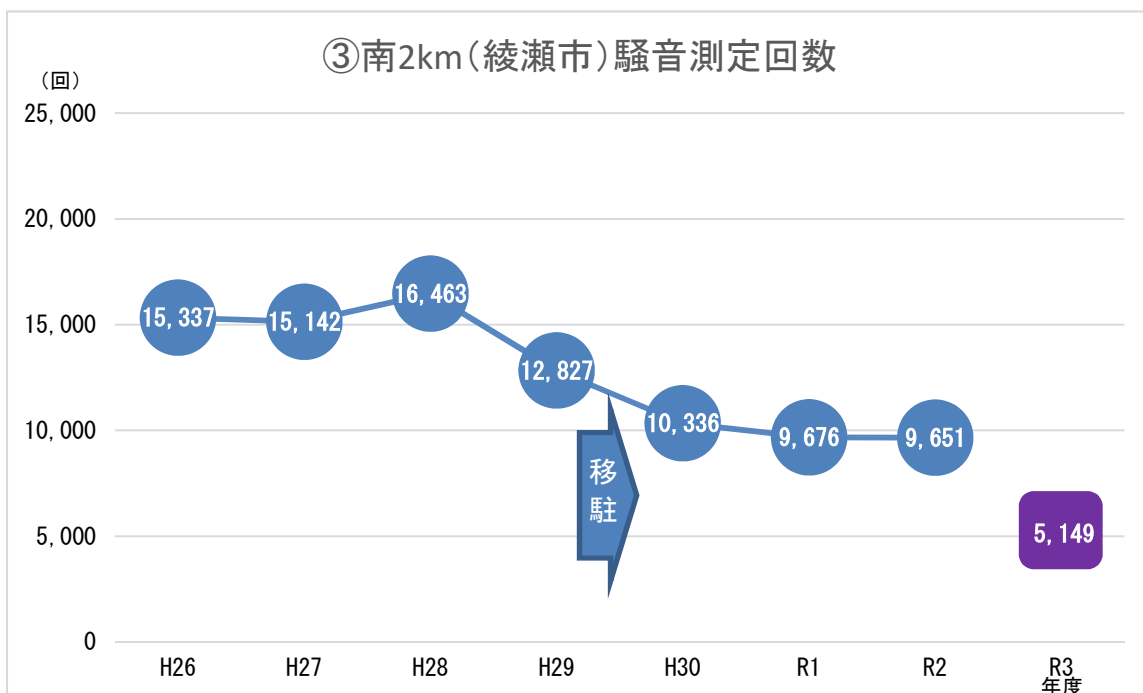


空母艦載機移駐前後の騒音測定回数（※）の推移
 （北 1 km、南 2 km）

※：騒音測定回数
 70dB以上・5秒以上継続等の騒音の回数。



※令和3年度は9月末時点

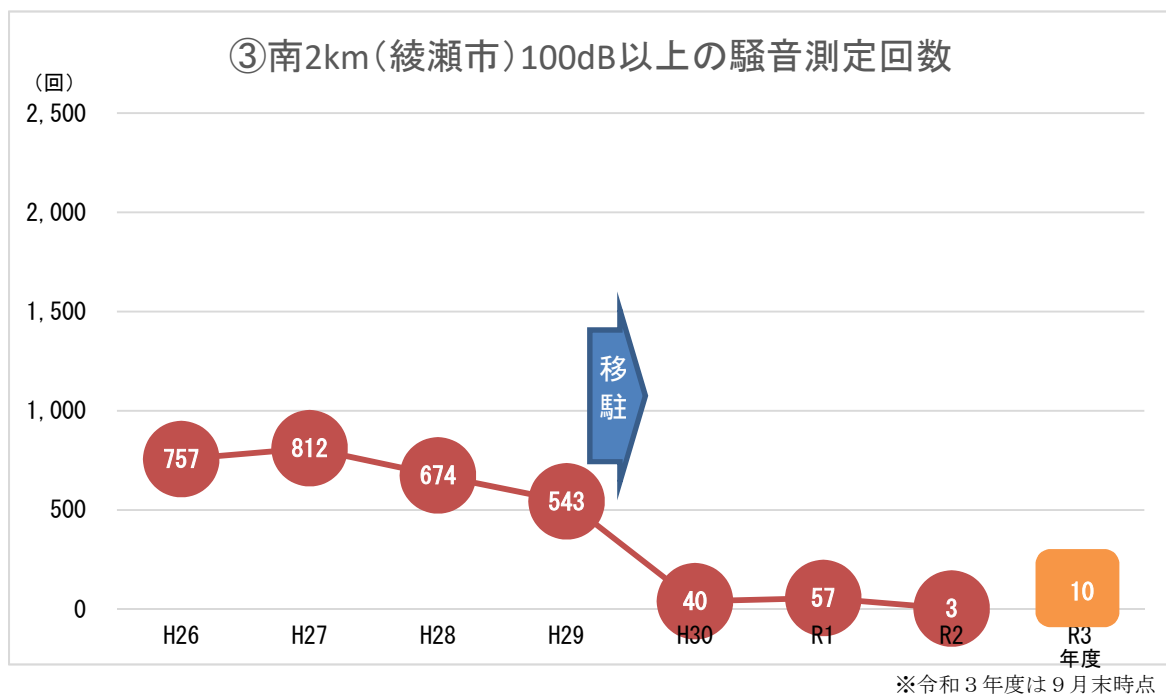
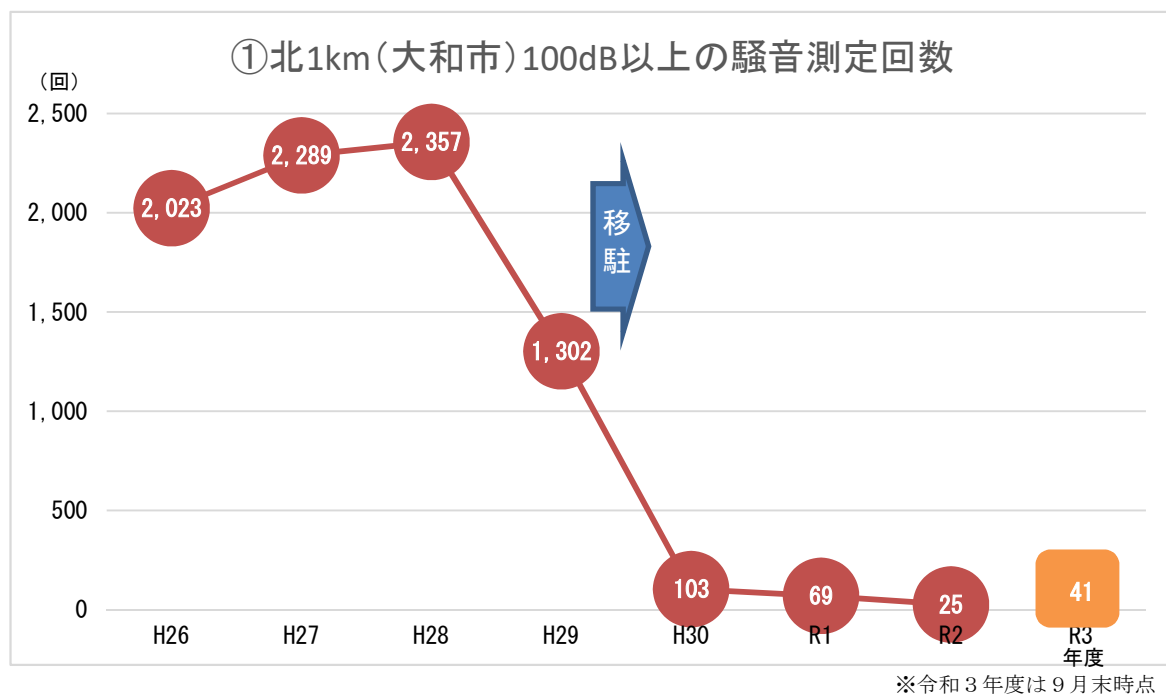


※令和3年度は9月末時点

空母艦載機移駐前後の100dB以上の騒音測定回数の推移

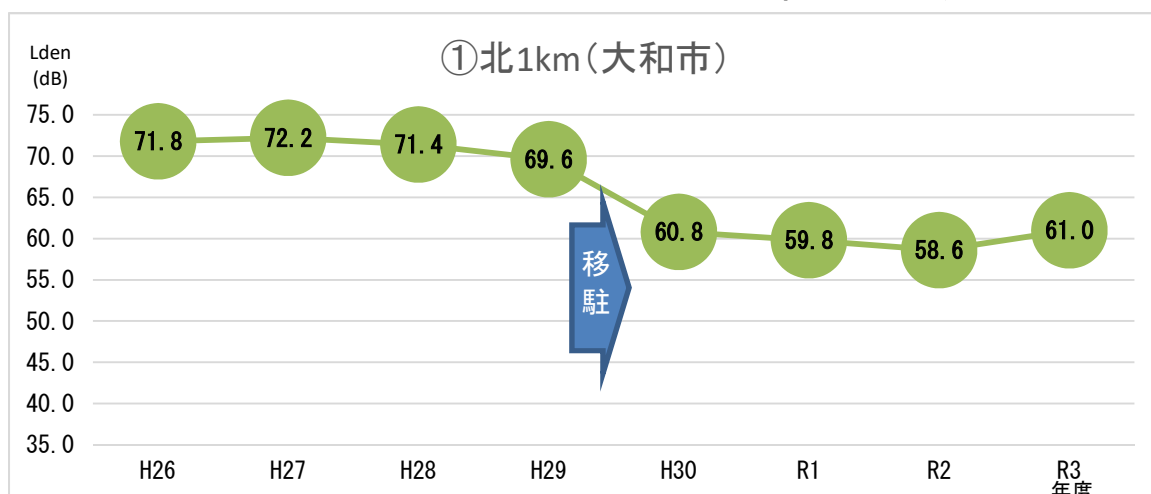
(北1km、南2km)

ジェット戦闘機等とは他機種と比べて騒音が大きいことから、100dB以上の騒音はジェット戦闘機等によるものと想定される。

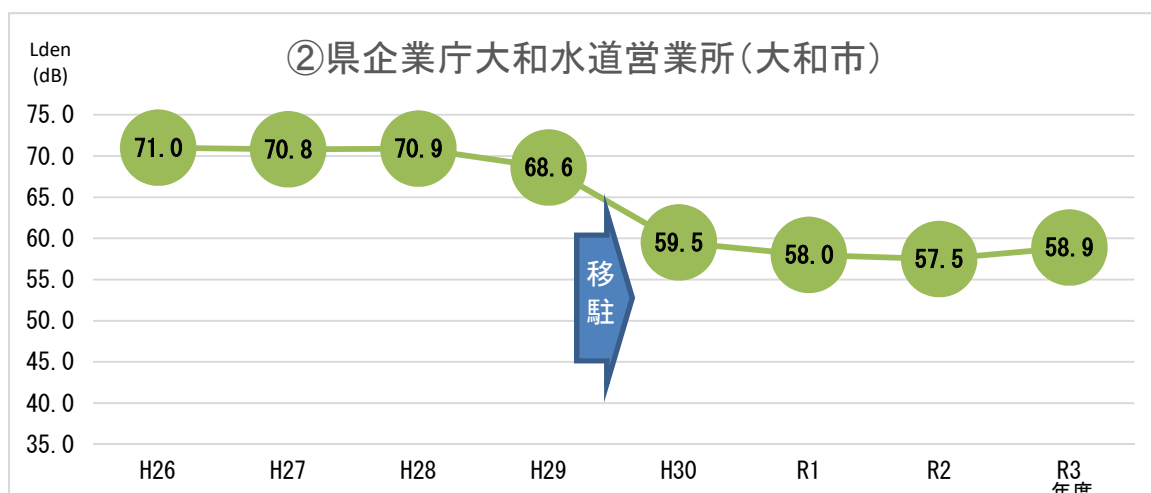


空母艦載機移駐前後のLdenの推移

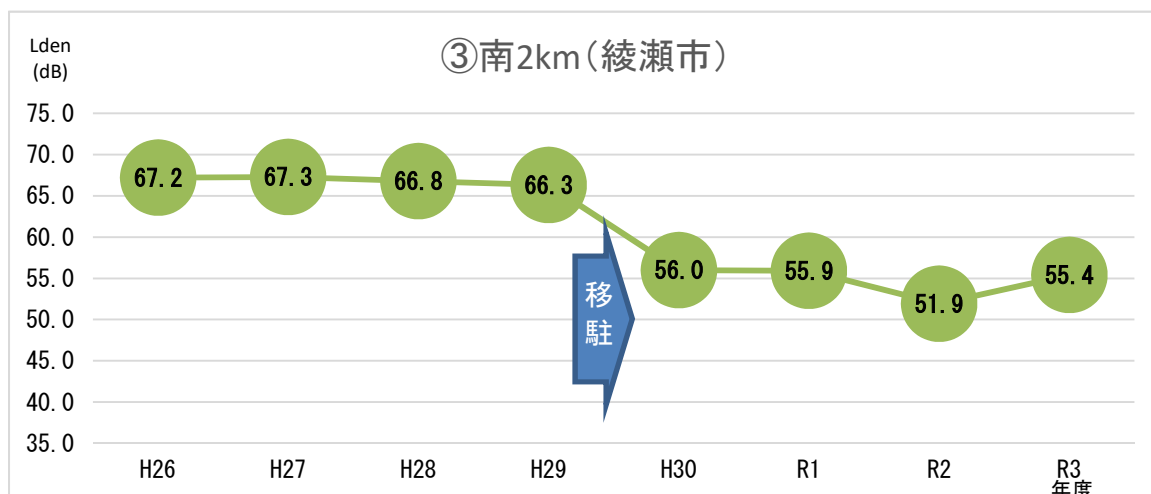
(県内11か所)



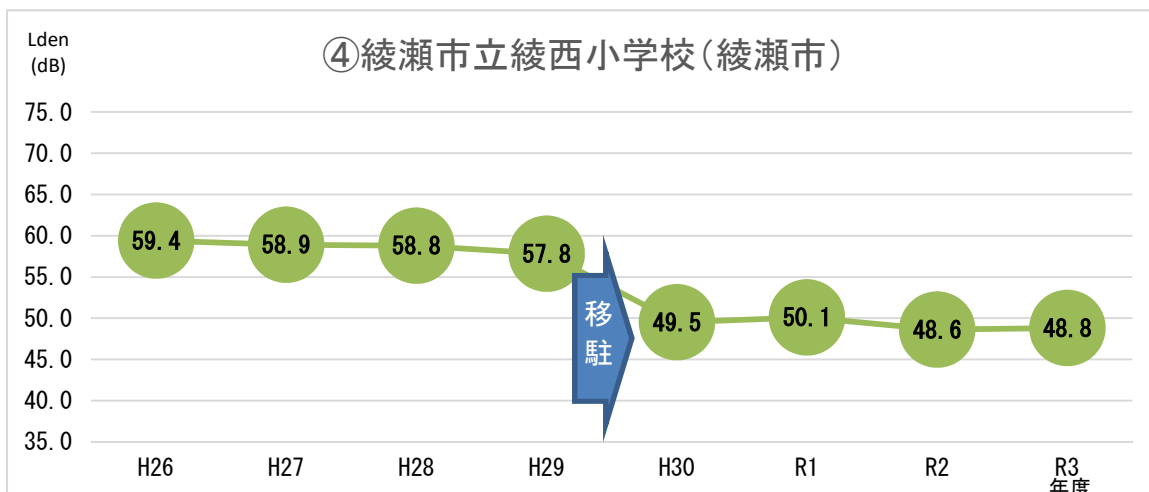
※令和3年度は4月から9月までの半年平均



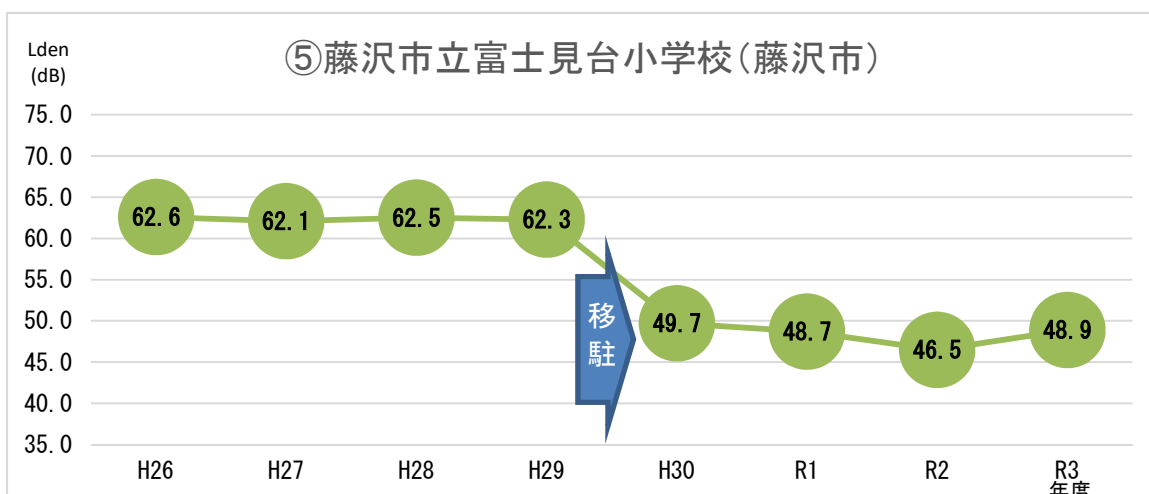
※令和3年度は4月から9月までの半年平均



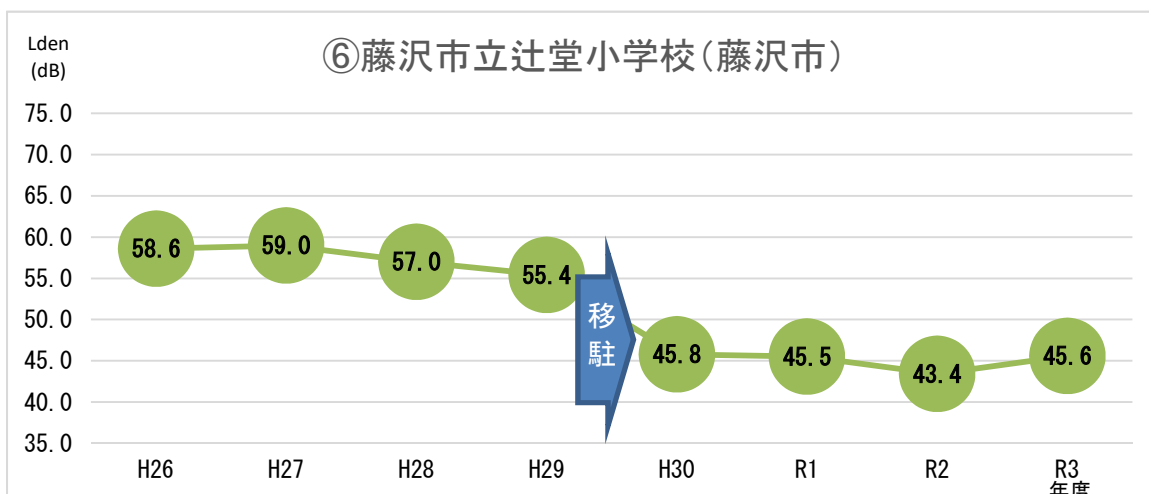
※令和3年度は4月から9月までの半年平均



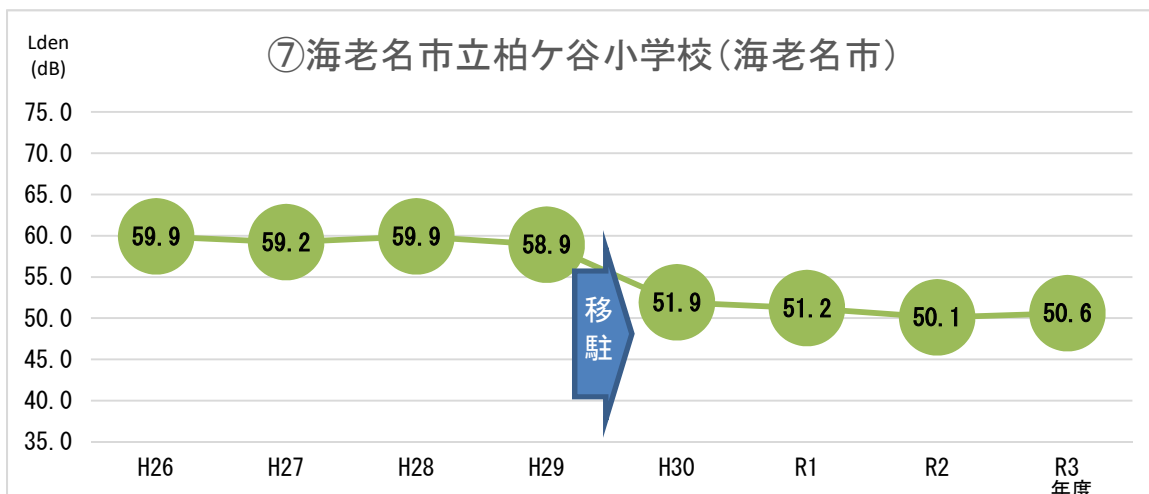
※令和3年度は4月から9月までの半年平均



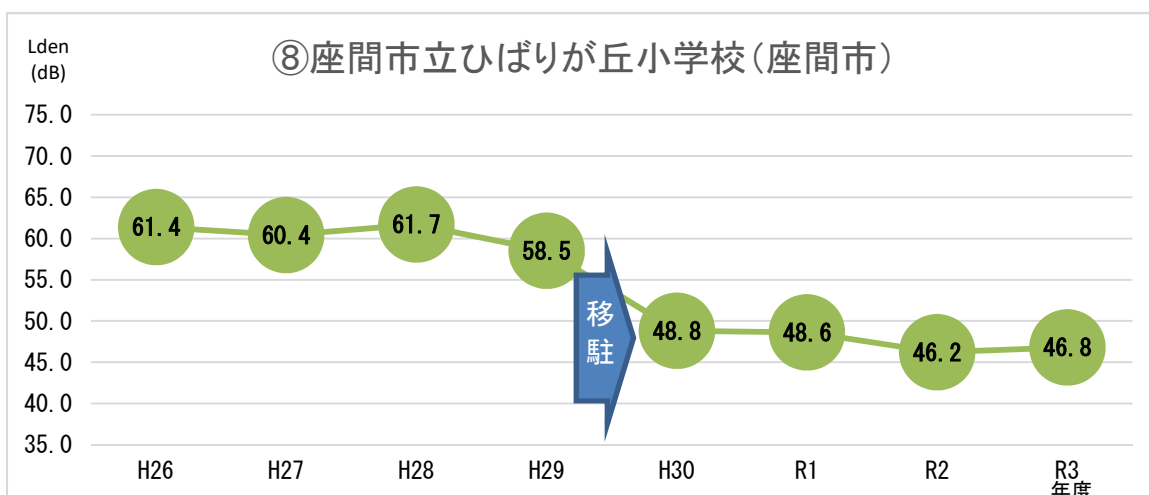
※令和3年度は4月から9月までの半年平均



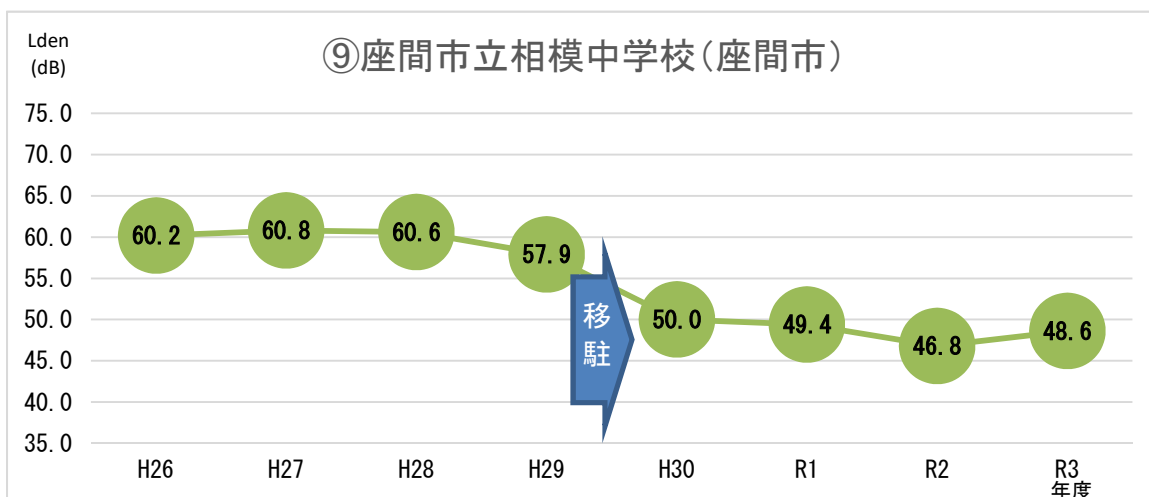
※令和3年度は4月から9月までの半年平均



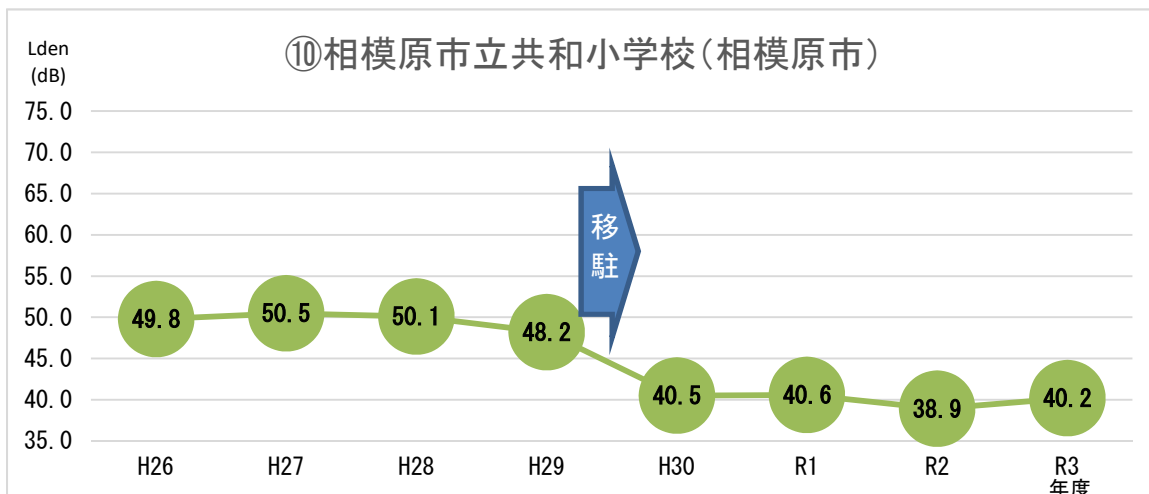
※令和3年度は4月から9月までの半年平均



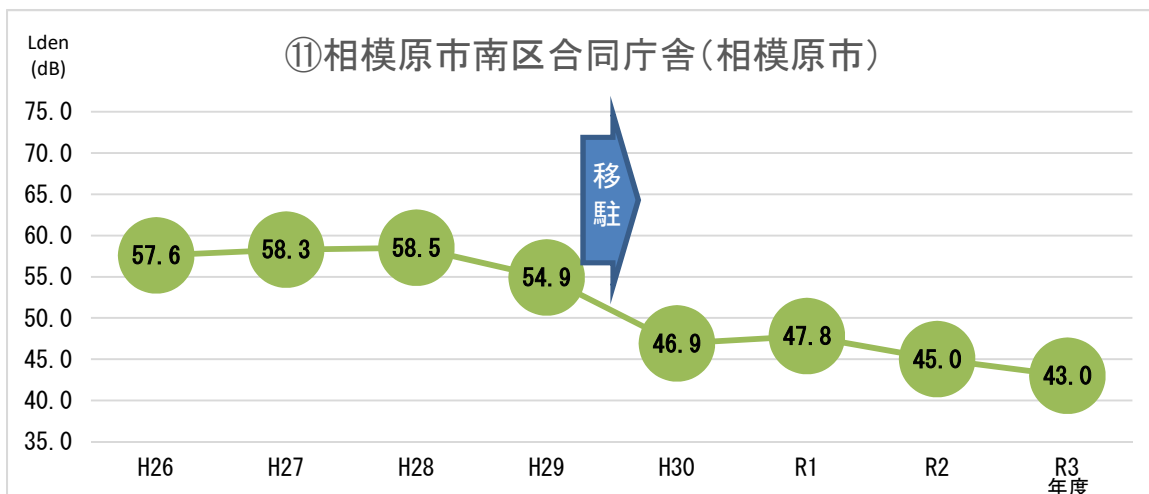
※令和3年度は4月から9月までの半年平均



※令和3年度は4月から9月までの半年平均



※令和3年度は4月から9月までの半年平均



※令和3年度は4月から9月までの半年平均

空母艦載機移駐前後の騒音測定回数の推移
(北1km、南2km)

①北1km(大和市)騒音測定回数

(回)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
H26	2,757	2,770	1,313	1,213	1,817	1,158	1,215	770	1,983	1,994	2,196	1,609
H27	2,697	2,407	1,382	1,025	1,044	1,057	1,608	1,153	1,753	1,754	2,366	2,142
H28	2,442	2,726	1,551	1,130	2,153	1,415	1,194	1,251	2,057	1,596	1,781	2,087
H29	2,429	2,734	1,423	1,104	1,566	1,867	842	1,001	1,119	1,286	1,430	1,307
H30	1,461	1,725	1,188	1,096	1,159	945	1,359	1,217	985	1,079	1,254	1,421
R1	1,601	1,434	1,081	810	892	1,071	969	1,127	1,025	882	1,039	1,168
R2	1,153	1,342	1,197	1,051	1,071	1,050	1,033	1,135	914	1,047	1,201	1,384
R3	1,493	1,267	1,559	1,026	915	1,152	—	—	—	—	—	—

③南2km(綾瀬市)騒音測定回数

(回)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
H26	1,737	1,894	906	748	1,243	744	819	724	1,513	2,019	1,771	1,219
H27	1,985	1,310	897	746	829	765	1,267	1,025	1,604	1,347	1,793	1,574
H28	1,689	1,825	1,152	859	1,536	1,088	937	1,261	1,663	1,333	1,453	1,667
H29	1,461	1,750	1,011	739	1,052	1,656	674	839	789	876	1,095	885
H30	969	1,161	728	677	621	670	1,044	946	733	785	1,035	967
R1	1,133	1,050	715	575	524	766	673	984	897	793	723	843
R2	840	1,006	840	625	664	773	731	907	713	829	815	908
R3	949	844	1,207	701	536	912	—	—	—	—	—	—

空母艦載機移駐前後の100dB以上の騒音測定回数の推移
(北1km、南2km)

①北1km(大和市)100dB以上の騒音測定回数

(回)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
H26	340	282	11	18	172	42	3	19	301	412	334	89
H27	487	239	3	5	4	6	170	56	400	272	442	205
H28	259	455	70	8	353	47	5	124	349	278	255	154
H29	246	249	1	0	279	188	0	17	99	113	98	12
H30	23	39	1	0	0	0	2	7	11	11	8	1
R1	15	1	1	1	11	4	0	8	5	15	7	1
R2	0	1	5	2	0	2	1	0	5	0	7	2
R3	19	17	3	0	0	2	—	—	—	—	—	—

③南2km(綾瀬市)100dB以上の騒音測定回数

(回)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
H26	162	156	3	5	63	15	0	9	85	125	108	26
H27	169	126	2	1	0	15	48	13	110	86	167	75
H28	81	140	26	1	82	8	1	37	112	69	75	42
H29	112	96	0	0	36	168	0	5	41	40	40	5
H30	14	17	1	0	1	0	0	0	1	4	2	0
R1	17	4	0	0	5	1	0	3	5	15	7	0
R2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2
R3	4	5	0	0	0	1	—	—	—	—	—	—